

令和5年度（2023年度） 第2回 吹田市子ども・子育て支援審議会会議録（要旨）

開催日	令和5年8月22日（火）	開催時刻	午後6時30分～午後7時40分
場 所	メイシアター 3階 レセプションホール		
出席者	埋橋会長、夏目副会長、上野委員、澤田委員、孫田委員、福本委員、寺廣委員、藤井委員、武内委員、水木委員、高田委員、水田委員、西川委員		
事務局	<p><b>【児童部】</b>  北澤部長  子育て政策室： 今井室長、湊崎参事、松永参事、伊藤主幹、木戸主幹、持永主幹、知花主査、澤田係員、朝田係員  子育て給付課： 上田課長  家庭児童相談室：中谷参事  保育幼稚園室： 中村室長、長井参事、横山参事、武田参事、萩原参事、須之内主幹、川部主幹、堀主幹  のびのび子育てプラザ：曾我所長  こども発達支援センター：堀センター長</p> <p><b>【健康医療部】</b>  母子保健課：久本参事</p> <p><b>【地域教育部】</b>  青少年室： 小川参事  放課後子ども育成室：堀室長、国本参事、中村参事</p>		
傍聴者	一般2人		
案 件	(1) 吹田市こども計画の策定について (2) 子供の習い事費用の助成について (3) 市営岸部中（北）住宅跡地での認定こども園の整備について (4) 保育所等における第2子分の保育料無償化について (5) その他		

事務局

ただいまから、令和5年度第2回子ども・子育て支援審議会を開催いたします。  
[会議成立及び傍聴者、資料の確認を行った。]

会長

それでは、議事に入ります。審議案件(1)「吹田市こども計画の策定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明)

会長

説明が終わりました。質問、意見等はありませんか。

副会長

少し私の理解が追いついていないところもあるので、質問と意見を一つずつお願いします。

この吹田市こども計画の中に、吹田市子ども・子育て支援事業計画も組み込まれることになったけれども、引き続きこの審議会では、次の第3期吹田市子ども・子育て支援事業計画について審議をしていくという認識でいいのですね。

事務局

おっしゃる通りでして、一体的に定めるものとして大きな枠組みとしてこども計画ももちろん審議会の中でもご審議いただきますけれども、その中の量の見込みや提供量につきましては、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の部分になりますので、引き続きご審議いただくということになります。

副会長

主に、子ども・子育て支援事業計画についての審議会で、ただ有機的にいろいろなことが関連するようになったのでその点について今後審議することもあるであろうという認識ですね。

事務局

はい、おっしゃる通りです。

副会長

資料3のスケジュールについては、これは主に子ども・子育て支援事業計画のみが想定されている計画であると考えて良いのですか。

事務局

現時点ではということになります。こども大綱等の詳細も公表されておられないのと、府等の動向を鑑みながら、進めるところもございますので、一見、子ども・子育て事業計画に特化したスケジュールになっているのですけれども、併せてこども計画についても、どういう記載をするかというのも、スケジュールを作成させていただきますので、事業者等が決まりましたら、見ていただけるようなスケジュールをお示しできていると思っています。

副会長

事業者というのは、その要するに調査の業者ということですか。

事務局

調査と、計画の策定支援というところをお願いしておりますので、令和5年度につきましては主にはニーズ調査ということで、調査が主体になってまいりますけれども、翌年度の令和6年度につきましては、計画の雛形の作成や事業者がこの審議会にも出席いただいて、計画の策定支援をいただきます。

あとはパブリックコメントも実施して参りますので、その部分の支援等を行っていただくということで、今回委託に出させていただいているところです。

副会長

理解致しました。ありがとうございます。

あと一つ意見として総合的に吹田市こども計画のことについての意見なのですが、弁護士会の方でこども基本法ができたときに、大阪府内の全条例を調査したことがありまして、子供の権利の条約を条例レベルに落とし込んで独自の条例として持っている自治体と持っていない自治体があるのですが、吹田市は持っていない自治体なのです。持っている自治体の中で特に、泉南市と熊取町と四條畷市などが子供に読ませるような条例を作っていて、多分この基本的な方針とか重要事項を定めるにあたってはとても参考になると思うので、ご参考にいただければ嬉しく思います。

私は、北摂の人間なので、北摂は全然そういう条例がなくて、北摂のどこかの市がそういう素敵な条例を作ってくれたらいいなと思って、市長さんに弁護士何人かでお話したりしたことがあるので、もし良かったら、吹田市でぜひというのと、子どもの意見聴取については実質的な条例があっても実際の実施機関っていうところでは、川西市の子供人権オンブズパーソンというのが、弁護士会としてはすごく素敵だと思っていて、そういう素敵な条例とそれを実施するオンブズパーソンみたいなものが、この基本計画の基礎としてその上位の規定としてあれば、法律にかかわる者としてすごく嬉しいなと思ったのでちょっと意見として言わせていただきました。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。

会長

ご意見ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

A委員

今週の金曜日にこども計画の業者が決まるとのことですが、施策がある程度決まって、それに向かって例えば業者が入札というのが普通だと思うのですが、今回、漠然とした中で入札ということはプロポーザル方式というか、企画立案方式の業者入札という形をとられるのでしょうか。

事務局

今回は、プロポーザル方式というものではなく、実績のある業者を指名させていただき指名競争入札で進めております。実績がある業者にさせていただけるということで、手続きを進めているところです。

A委員

指名なのですね。他市と横並び的にはあちこち回っているようなところに無難にお願いしているというような解釈でよろしいですか。

事務局

この計画といいますかこの事業計画自体が、5年に一度の策定のため、一斉に各自治体で始まりますので、どの自治体も同じように登録されている業者の中から選定されていることが多いので、結果としておっしゃっていただいているように、似た様なところが決定業者になっていくということが十分あり得ると思っております。

A委員

本市でも、新型コロナウイルスの関係の委託の時に問題があったと思います。業務委託で、履行できていないなど、そういうふうなところがないようにお願いします。

事務局

ありがとうございます。

会長

他にございませんでしょうか。

B委員

量の見込みというのは都度都度変わっていくことが多かったと思います。量の見込みという目標に向かって、例えば施設数を決めているわけですので、しっかりとした見込みが出せる業者に決めていただきたいというのが1つ、もう1点、養育支援訪問事業等の見込み数を見たところ、下のところに、※印で平成30年度の実績と同数としたというふうに書いてあり、令和6年度まで同数になっているのです。

例えば、この見込み数の出し方とか、何か意見をもらえる業者に考えていただきたいなと思います。実績がすべて見込み数であるというふうに読み取れますので、少し乱暴かなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございます。実績のある業者でと考えておりますので、いただいたご意見を参考にさせていただいて、進めて参ります。

会長

他にございませんでしょうか。

C委員

いつもありがとうございます。皆様と質問が変わるのですけれども、こちらの事業計画の26

ページのニーズ調査なのですけれども、この調査設計のところでは就学前児童の保護者 3,000 人と小学生の保護者 3,000 人で 6,000 人が調査対象者で回答率 60.3%と 64.5%となっているのですけれども、この調査結果が全国と平均して、これが高いのかとか、統計学的には問題ないとは思っているのですけれども、そもそもこの調査が有効だったかというような、何か効果検証をされたりしているのでしょうか。

事務局

この調査に関しましては、事業計画を作る前に、国から作成の手引きやニーズ調査の量の見込みの算出の仕方というものが、情報提供されます。

世帯数の概ね 60%を目指すというところをクリアしているのと、どこの自治体においても同じような方向性で進めているというところがございます。

C委員

わかりました。ありがとうございます。

会長

他にございませんか。ないようでしたら次に参ります。では次に、報告案件（1）子供の習い事費用の助成についての説明をお願いします。

事務局

（説明）

会長

説明が終わりました。質問意見等がありましたら、お願いします。

A委員

1,150 人に対して 1 万円ということは最大で 1,150 万円になると思うのですけれども、受託事業者を介することによって、例えばそれがまさか倍になったりしないですねというのが 1 点と、利用者が事業者の習い事にクーポンを持っていくということ自体が、少し気恥ずかしいとかいうふうな形にならないかなという懸念も考えられるかなと思いますので、もう少し違うような上手い方法がないのかなと思いました。

事務局

委託料につきましては、令和 5 年度につきましては、2,650 万円を予算計上しております。

助成額につきましては、約 1,150 人を対象に、月額 1 万円が上限で、年間では掛ける 12 ヶ月ということになります。令和 6 年度から助成開始のため、令和 5 年度はその事前業務として、参画事業所の開拓ですとかシステムの構築などのための委託費用としての額になります。

クーポンの方法なのですけれども、電子クーポンということで、基本的にはご家庭などから、パソコンやスマートフォンを使ってご利用いただけるという形で、子供自身を介さない方法で検討しております。

A委員

1 億円を超える事業という事ですね。

事務局

事業全体としては 1 億円を超える事業になります。助成額につきましては令和 6 年度当初予算に計上予定です。

会長

他にありませんか。ないようでしたら次の報告案件（2）市営岸部中（北）住宅跡地での認定こども園の整備についての説明をお願いします。

事務局

説明

会長

説明が終わりました。質問、意見等がありましたら、お願いします。

B委員

児童の見込数が伸びないということで定員減を考えておられるみたいなのですが、それでは新しい施設はこの地域には、見込み数が伸びない限り作らないということよろしいですか。

事務局

施設整備に関しましては、第 2 期子ども・子育て支援事業計画に基づいて進めているところでございます。

この計画期間は令和 6 年度末までということで、その先第 3 期の部分に関しましては、未定

でございます。

ただ、今後も児童の数は、やはり減少傾向が継続すると推測されますので、直ちに新しい施設を整備する必要はないものと考えております。

会長

他にございませんか。では次に報告案件（3）保育所等における第2子分の保育料無償化についての説明をお願いします。

事務局

説明

会長

説明が終わりました。質問、意見等がありましたら、お願いします。

A委員

例えば一番上の子供は高校生や中学生で、次の子供が保育所に通う場合も無償という考え方でよろしいでしょうか。

事務局

今おっしゃっていただいた例で申し上げますと、現在、実質2番目のお子さんが生まれた場合に、現在の方法だと、小学校就学前の子供のうち、認可保育所等に通う子で何番目かということなので、第1子として全額負担いただくことになるのです。

令和6年4月からは、第2子ということになりまして、無償ということで算定することを予定しております。

A委員

それは素晴らしいです。あくまで認可園とおっしゃっていたので、絶対に認可園に入れる施策をしないと駄目だと思うのですね。認可外保育施設も含めてということなら別なのですが、漏れることがないような施策だけお願いしたいと思います。

事務局

無償化につきましては認可園の保育料について、第2子以降無償化という説明でございます。

会長

他にございませんでしょうか。ではほかに質問、ご意見等はありませんので、報告案件（1）から（3）は終了させていただきます。最後に（4）その他について事務局からお願いします。

事務局

（次回の日程調整）

会長

それでは本日の審議会は、これで終了します。